

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）選定した特定の事件（監査テーマ）

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

（2）特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

下水道は、市民生活に身近であって必要不可欠な社会的インフラである。平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、札幌市内においても最大震度6弱の大きな揺れを観測し、北海道全域のブラックアウトだけでなく、市内の一部の地域では液状化などに起因するとみられる管路の破損（管路延長7.2km）による排水障害や、マンホールの浮上による交通障害が発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしたのは記憶に新しいところである。

札幌市では、令和元年12月に札幌市強靱化計画を改定するに当たり、想定される災害、大規模災害に対する脆弱性の分析評価を行った。その中で、下水道施設等における防災対策への評価では、老朽化した施設の破損や故障による下水処理の機能停止等を未然に防ぐため、老朽化対策を継続的に進めることが求められている。下水道施設の整備・更新等には、多額の資金が必要とされるが、高度経済成長期に整備された施設の老朽化が進み、今後、更新時期を一斉に迎える状況が想定される。

収入については、将来的な人口の減少見込、景気の低迷等の厳しい経営環境から、下水道事業における収入の増加を期待することは難しい。下水道施設を建設する財源を調達するための企業債残高は、令和元年度末で2,413億円と、市全体の市債残高19,015億円の約12.7%を占めており、市全体の財政に占める割合も大きいといえる。

平成14年度において、下水道事業が包括外部監査のテーマとなっているが、それから約20年が経過している。また、平成24年1月27日付で新しい地方公営企業会計を定めた政省令と告示が公布され、札幌市の下水道事業については平成26年度予算及び決算から適用されている。この新しい地方公営企業会計は、地方公営企業

の更なる経済性の発揮のため、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れたものとなっている。

札幌市の下水道事業は、地方公営企業法を一部適用している地方公営企業である。つまり、原則、独立採算の事業として、経済性の発揮と公共の福祉を増進する経営が求められている。

今後、下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていく。より一層の経済性発揮による効率的な経営と、設備の老朽化や耐震化等の取り組むべき経営課題に対して戦略的な発想に基づいた優先順位付けによる計画的な経営が必要になると考えられる。これらの状況から、下水道事業に関する財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について監査することは、意義が大きいものと判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

3. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア. 札幌市下水道事業中期経営計画の進捗は適切に管理されているか。また、中期経営計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。
- イ. 下水道事業に係る財産は、適切に管理されているか。また、更新投資計画に従った適切な投資が行われているか。
- ウ. 下水道使用料は、雨水雪公費・汚水私費の原則に従い適切に算定されているか。また、今後負担が増していくと考えられる企業債の償還について、使用料算定において適切に考慮されているか。
- エ. 下水道使用料の徴収事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、債権管理は適切に行われているか。
- オ. 下水道事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。
- カ. 下水道事業会計における、地方公営企業会計基準への対応は適切に行われているか。

(2) 監査手続

ア. ヒアリング

(ア) 下水道事業の状況等に関する関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング

(イ) 下水道事業に関連し、札幌市が出捐する一般財団法人札幌市下水道資源公社の責任者及び担当者に対するヒアリング

イ. 資料・文書の閲覧

下水道事業に関する計画、条例、決裁文書等の閲覧

ウ. 運用現場の視察

監査対象とした下水道事業保有資産の現場視察

(3) 監査の対象

ア. 監査の対象部局

(ア) 下水道河川局 経営管理部

(イ) 下水道河川局 事業推進部

(ウ) 下水道河川局 管路担当部

(エ) 下水道河川局 処理担当部

(オ) 一般財団法人 札幌市下水道資源公社

イ. 監査対象期間

原則として令和元年度の執行分をベースとし、必要に応じその前後期間を追加している。

(4) 外部監査の実施期間

令和2年7月16日から令和3年3月12日まで

(5) 外部監査人及び補助者の氏名並びに主な資格

| | | |
|-------|-------|-------|
| 外部監査人 | 浅利昌克 | 公認会計士 |
| 補助者 | 石若保志 | 公認会計士 |
| 同 | 鈴木隆司 | 公認会計士 |
| 同 | 佐々木大祐 | 公認会計士 |
| 同 | 石井俊春 | 弁護士 |

(6) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(7) 監査結果（指摘）及び意見について

本報告書では、監査の結果（指摘）に添えて意見を記載している。結果（指摘）は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、札幌市の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については結果（指摘）としている事項もある。

他方、意見は、結果（指摘）には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するため、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

(8) 各種計画等についての表記

本文中に引用する以下の計画名称については、基本的に以下の略称を用いている（ただし、表題として標記する場合は除く）。

| 計画名称 | 略称 |
|--------------------------------|-------------|
| 札幌市下水道ビジョン2030（令和2年8月作成） | ビジョン2030 |
| 札幌市下水道ビジョン2020（平成23年3月作成） | ビジョン2020 |
| 札幌市下水道事業中期経営プラン2020（平成28年3月作成） | 中期経営プラン2020 |
| 札幌市下水道改築基本方針（平成27年3月作成） | 改築基本方針 |

また、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。